



住宅用火災警報器は設置されていますか？

みなさんの住宅には、住宅用火災警報器（以下、住警器とする）の取り付けが義務づけられています。

「私の家はつげなくてもいいかな」と思っているあなた、そんな時に火災が発生したらどうしますか。住警器によって助かる命があります。火災は決して他人事ではなく、どこの家庭にでも起こりうることです。火災の煙や熱を感知して、音声や警報音でいち早く知らせるため早期発見に大変有効です。

近年、全国的に火災が多く発生しています。下北管内においても平成29年度には42件発生しています。また設置していても、いざという時に作動しないのであれば全く意味がありません。日頃から作動確認やお手入れをしましょう。音が鳴ったからといって焦ってはいけません。まず、周囲に煙・火の気がないかを確認しましょう。煙が充満している時や、火が天井まで届いている時はただちに避難してください。火や煙が確認できなければ、下記①、②の可能性があります。詳しくは、下記をご覧ください。



①電池切れに注意しましょう。

住警器は電池が切れると作動しません。また、切れそうになった際は音や光で知らせてくれます。

②ホコリに注意しましょう。

ホコリが機器内に入ると誤作動を起こす場合があります。また、そのまま放っておくと故障の原因になりますので十分注意しましょう。

①の場合は、新しい電池に交換し様子を見ましょう。それでも鳴動するのであれば②のように警報器のセンサー部分を掃除してみましょう。それでもダメなら交換をお願いします。火災を起こさない、火災死亡者を出さないためにもみなさんのご協力をお願いします。

平成31年春の火災予防運動実施に伴うお知らせ

平成31年4月8日(月)から14日(日)までの一週間、県下一斉に春の火災予防運動が実施され、4月8日(月)午前10時から佐井村保育所幼年消防クラブによる防火パレードを行う予定です。

詳細は、告知端末などに掲載しますのでご覧ください。

